

議案第 2 2 2 号

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
及び川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び
川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
及び川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部改正)

第 1 条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条
例(昭和 4 1 年川崎市条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(資本剰余金の処分)

第 5 条の 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された
補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」と
いう。)をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額
からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっ

ては、その適正な見積価額)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。

第2条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(資本剰余金の処分)

第5条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。

第4条 川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公営企業法の一部改正に伴い、補助金等をもって取得した固定資産の滅失等による資本剰余金の処分について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。